

議員提出第八号議案

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきたが、最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査結果が昨年三月に公表されたが、四十から六十四歳のひきこもり者が全国で約六十一万人にのぼるといふ推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センターの設置」や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣」の事業が行われてきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よつて国会及び政府におかれては、中高年のひきこもり問題は、社会全体で受け止めるべき重要な課題として、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

一 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、これらの機能強化に向けた取組の経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

二 中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実を図るため、市町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。

三 「八〇五〇問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるように「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年三月二十七日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 山東昭子殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿